

四日市市告示第 2 4 2 号

四日市市民間保育所等保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間保育所等保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間保育所等保育強化推進事業実施要綱（平成 3 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(運営費市単加算)			(運営費市単加算)		
第 7 条 (略)			第 7 条 (略)		
2 運営費市単加算の単価は、次に定めるとおりとする。ただし、低年齢児が途中で入所し、又は退所した場合の単価は、当該額の 2 分の 1 の額（1 円未満端数切捨て）とする。			2 運営費市単加算の単価は、次に定めるとおりとする。ただし、低年齢児が途中で入所し、又は退所した場合の単価は、当該額の 2 分の 1 の額（1 円未満端数切捨て）とする。		
区分	加算単価		区分	加算単価	
	低年齢児 保育強化分	1 歳児 保育強化分		低年齢児 保育強化分	1 歳児 保育強化分
0 歳児	1 人につき 月 7, 0 0 0 円		0 歳児	1 人につき 月 7, 0 0 0 円	
1 歳児	1 人につき 月 5, 0 0 0 円	1 人につき 月 2 1, 1 6 0 円	1 歳児	1 人につき 月 5, 0 0 0 円	1 人につき 月 2 0, 0 4 8 円
2 歳児	1 人につき 月 3, 0 0 0 円		2 歳児	1 人につき 月 3, 0 0 0 円	
3 当該年度において、特定教育・保育、			3 当該年度において、特定教育・保育、		

特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）第 1 条第 23 の 3 号に規定する一歳児配置改善加算を取得しない民間保育所等は、前項の規定にかかわらず、1 歳児保育強化分の加算単価を 1 人につき <u>月 35,268 円</u> とする。	特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）第 1 条第 23 の 3 号に規定する一歳児配置改善加算を取得しない民間保育所等は、前項の規定にかかわらず、1 歳児保育強化分の加算単価を 1 人につき <u>月 32,048 円</u> とする。
--	--

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

四日市市民間保育所等保育強化推進事業費
（運営費市単加算）請求書

年度 月分 保育強化推進事業にかかる運営費市単加算分として、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

施 設 名

代表者氏名

四日市市長 様

請 求 金 額 円

請 求 内 訳

1歳児配置改善加算の状況

	初日入所人員	前月1日入所 人員 精 算	人 員 計	運営費加算		金 額 計
				低年齢児 保育強化分	1歳児 保育強化分	
0歳児	人	人	人	円		円
1歳児	人	人	人	円	円	円
2歳児	人	人	人	円		円

※低年齢児保育強化分の単価 1人につき、0歳児：月7,000円 1歳児：月5,000円 2歳児：月3,000円
※1歳児保育強化分の単価 1人につき、1歳児：月21,160円（1歳児配置改善加算を取得しない場合は、月35,268円）

前月までの途中入退所精算		入 所	退 所	人 員 計	運営費加算		金 額 計
		①	②	①－②	低年齢児 保育強化分	1歳児 保育強化分	
	0歳児	人	人	人	円		円
	1歳児	人	人	人	円	円	円
	2歳児	人	人	人	円		円
3月途中入退所 （3月請求分のみ使用）	0歳児	人	人	人	円		円
	1歳児	人	人	人	円	円	円
	2歳児	人	人	人	円		円

※月途中入退所児の低年齢児保育強化分・1歳児保育強化分の単価 ともに上記単価の2分の1（1円未満端数切捨て）

保育士等配置状況調査書

施設名

作成月

園長	副園長（幼稚園・認定こども園）		主任保育士、主幹教諭、主幹保育教諭（認定こども園は2名配置要）	
		資格（有・無）		

＜クラス編成表＞

クラス年齢	クラス名	四日市市児童数			広域 児童数	受入 可能数	配置保育士等	
		保育認定 （2・3号）	教育認定 （1号）	計			職員名（常勤）	職員名（非常勤）
5歳児								
4歳児								
3歳児								
2歳児 （1号：満3歳児）								
1歳児								
0歳児								
合計	-						-	-

＜担当職務別 その他配置職員＞

担当職務	職員名	雇用形態	資格
事務職員			
看護師			
標準時間対応の常勤保育士		常勤	
主任保育士、主幹教諭、主幹保育教諭2人（認定こども園）を専任化させるための代替保育士等		常勤	
療育支援加算を適用するため、主任保育士等を専任化させるための補助者			
高齢者等活躍促進加算の非常勤職員		非常勤	
		非常勤	
		非常勤	
講師配置加算対象者（認定こども園）		非常勤	
保育支援者（保育体制強化事業）			なし
			なし
			なし
一時預かり（一般型）			
一時預かり（幼稚園型Ⅰ）			
一時預かり（幼稚園型Ⅱ）（幼稚園）			

担当職務（調理員）

職員名	雇用形態

担当職務（栄養士）

職員名	雇用形態

＜特別支援保育加配保育士＞

職員名	資格

保育士等配置状況調書

施設名

作成月

＜加算条件・・・下記の1～4を選択＞

加算条件		選択
1	市基準1歳児（4：1）	
2	1歳児配置改善加算（5：1）	
3	3歳児配置改善加算（15：1）	
4	4歳以上児配置改善加算（25：1）	

利用定員	
1号	人
2号	人
3号	人
合計	人

①最低基準を満たすために必要な保育士数

保育士配置状況等		入所児童数	保育士定数
月 初 の 状 況	5歳児／	人	
	4歳児／	人	
	3歳児／	人	
	2歳児／	人	
	1歳児／	人	
	0歳児／	人	
小計（小数点以下を四捨五入） ※定員90人以下は+1		人	人
最低基準を満たすための保育士数			人

…①

②加配保育士等数

加配保育士等数（人）			
保育標準時間認定児童受入	人	主任・主幹保育教諭専任加算の代替教諭（常勤）	人
休日保育加算	人	学級編成調整加配加算（こども園のみ）	人
一時預かり（一般型）	人	一時預かり（幼稚園Ⅰ型）	人
延長保育	人	一時預かり（幼稚園Ⅱ型）	人
①に加えて、加配する保育士等数			人

③職員配置状況

常勤職員数…A	人	※常用労働者のこと（正規・臨時等の雇用形態は問わない）	
非常勤職員数…B	人	※常勤以外の短時間勤務保育士や、いわゆる常勤的非常勤等	
Bの常勤換算後の人数…C	人	※下記④により算出	
職員配置数…D	人		
必要保育士数①+②	人	チーム保育加算分	人

④常勤保育士に代えて非常勤保育士を定数に充てている場合の常勤換算

	氏名	1ヶ月の勤務日数	1日当たりの勤務時間数	1ヶ月の勤務時間数計
1				時間
2				時間
3				時間
4				時間
5				時間
6				時間
7				時間
8				時間
9				時間
10				時間
計				時間
施設で定める常勤保育士1日当たりの勤務時間数		時間	分	
施設で定める常勤保育士1月当たりの勤務日数			日	
常勤保育士の1ヶ月の勤務時間数		時間	常勤換算後の人数	人

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)